サクっと小技　足先が冷えるとき、足の付け根を湯たんぽ等で温めるのがおすすめ。大い血管が温められて足全体がポカポカしてきます。足首を温めるのも効果的です。

小学生の税の書道展
支部における再展示

南足柄市役所内アトリウム
南足柄市内の入賞作品（特選～銀賞）を展示
期間：平成30年2月27日(火)～3月7日(水)

大雄山線電車内
南足柄市内の入賞作品（特選～銀賞）を展示
期間：平成30年2月9日(金)～2月15日(木)

税の基礎知識
無申告のリスク

確定申告をするべき人が無申告の場合、本来納めるはずだった税金だけではなく、無申告加算税を納めなければならなくなります。

法定申告期限が平成29年1月以降の税金への加算税割合は以下のとおりです。

順限後申告の時期等	加算税割合
税務調査の事前通知前（自主的な期限後申告）	5%
税務調査の事前通知以後かつ、税務調査による更正又は決定を予知しての申告でない場合	10%〔15%〕
税務調査による更正又は決定の予知後	15%〔20%〕

〔　〕書きは、加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。
なお、65万円の青色申告特別控除は、法定申告期限内の申告が要件なので、無申告の場合には適用を受けることができません。
また、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

税金申告に関する詳しい情報は、税務署にお問い合わせください
TEL 0465-35-4511 小田原税務署（税についての相談窓口）
自動音声にしたがって番号「1」を選択してください

神奈川県下のあおいろ優待サービス
配布中 割引券

ここからダウンロードできるようになりました

アクアパーク品川
サンリオ
ビューロランド
よこはま動物園ズーラシア
横浜市金沢動物園
京急油壺マリンパーク
横浜・八景島シーパラダイス
シダックス　など

ガイドに今すぐアクセス!!

詳しい優待内容はホームページにて
http://aoiro-kanagawaken.or.jp/service/

ご予約は お早めにどうぞ。

会員限定 無料相談
要ご予約
予約 24-2612

弁護士の法律相談会
10時～12時
2月16日(金)
3月6日(火)
3月16日(金)

弁護士の相続相談会
10時～12時
2月21日(水)
3月14日(水)

社労士の年金・社会保険相談会
10時～12時
2月13日(火)
3月13日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会
10時～12時
2月22日(木)
3月22日(木)

経営コンサルタントの経営相談会
日時応談
予約 24-2614

記帳支援事業（公益目的事業）
記帳処理サービス

ご存知ですか？

青色申告特別控除
65万円が適用されると、
所得税、住民税、
国民健康保険料の
負担が少なくなります！

本サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、節税化をサポート致しますので、是非ご検討ください。

お問い合わせ　TEL 0465-24-2614（事業課）
税理士関係の方は税理士にご相談ください

税のカレンダー

納期限を守りましょう！ 口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限
【第6期分】中井町……2月28日(水)
【第5期分】小田原市・南足柄市・大井町・開成町・箱根町・湯河原町……2月28日(水)
【第4期分】松田町……2月28日(水)
【第1期分】真鶴町……2月28日(水)
○介護保険料の納期限
【2月分】小田原市……2月28日(水)
【第6期分】中井町・大井町・松田町・山北町……2月28日(水)
【第5期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……2月28日(水)
【第1期分】真鶴町……2月28日(水)
○後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限
【2月分】小田原市……2月28日(水)
【第6期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……2月28日(水)
○固定資産税・都市計画税の納期限
【第4期分】小田原市・中井町・大井町・松田町・湯河原町……2月28日(水)
○国民資産税の納期限
【第4期分】山北町・開成町・真鶴町……2月28日(水)

健康のツボ
ひとりジャンケンで頭の体操 認知症予防「コグニサイズ」

右手と左手でじゃんけんをする一人ジャンケンは、運動と認知課題を組み合わせた認知症予防運動「コグニサイズ」のひとつです。「右手を勝たせよう」等と考え（認知課題）、両手をそれに従うように連動させることで、脳の活性化に有効だとか。認知症だけでなく、躓きが減ったり、横発力が上がる効果も期待できます。

やりかた

①右手は、グー、チョキ、パーの順に出し、左手はそれに対して必ず勝つように出す。

②グー、チョキ、パーを1回として10回行なったら、今度は①と反対に負けるように出すのを続けて10回行う。
慣れたら徐々にスピードアップしていく。

申告会場の待ち時間にチャレンジ！

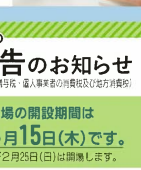

年金・給与等の確定申告に必要な書類

1. 全ての年金や給与の源泉徴収票（原本）
2. 国民健康保険・国民年金の支払証明書、生命保険・地震保険等の控除証明書等
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
4. 前年分の確定申告書控（前年に申告している場合）
5. 印鑑（スタンプ式印章は不可）
6. 「マイナンバーカード」または「通知カード＋身分証明書」
7. 医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」
※源泉徴収票記載の報酬がゼロ円の場合、所得税の還付は受けられません

青色活動報告

「税を考える週間」事業
税の啓発ボールペン配布

国税庁主幅「税を考える週間」事業の一環として、本会役員を中心に、2月13日の駅前や商業施設などで税の啓発標語入りボールペンをおよそ1万本配布し、街頭広報活動を行いました。

小田原税務署からのお知らせ
平成29年分の確定申告のお知らせ

（所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税）

小田原税務署の申告書作成会場の開設期間は
平成30年2月16日(金)～3月15日(木)です。
※土、日を除きます。ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開場します。

★ **受付**、提出は午前8時30分、**相談**は午前9時からです。
★ **相談**、提出は午後5時までです。
★ **受付**を早めに締め切ることがあります。なるべく**午後4時**までにお越しください。混雑状況により、長時間お待ちいただくこともあり是非のでご了承ください。
★ 2月15日(木)までは、税務署には申告書作成会場を開設しておりません。なお、開設初日及び繁忙期には混雑が予想されます。
★ 税務署の駐車場には限りがありますので、お車でのご来署はご遠慮ください。また、近隣への無断駐車はおやめください。
★ 平成28年分以降、確定申告書等を税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
マイナンバーカードをご持参いただくか、番号の確認できる書類（通知カードなど）及び身元の確認できる書類（運転免許証など）の両方をご持参ください。
★ 申告書や決算書等の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
★ 納期限に注意ください。また、納税は便利な振替納税をご利用ください。

税　目	納　期　限	振替納税を利用した場合
申告所得税及び復興特別所得税	平成30年3月15日(木)	平成30年4月20日(金)
消費税及び地方消費税	平成30年4月2日(月)	平成30年4月25日(水)
贈与税	平成30年3月15日(木)	

県税事務所からのお知らせ
個人県民税の超過課税の概要
（水源環境保全税）

神奈川県は、良質な水を安定的に確保するため、平成19年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を活用して、森林や河川の保全・再生などに取り組んでいます。

第1期、第2期に引き続き、第3期（平成29年度から5年間）の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、その財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を実施しています。

財源となる超過課税に皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

税率

区　分	標準税率（ア）	上乗せ税（イ）（水源環境保全税分）	超過税率（ア＋イ）
均等割	1,500円	300円	1,800円
所得割	4%	0.025%	4.025%

適用期間

平成29年度から5年間

税収規模

年額　約40億円
（納税者1人当たりの平均負担額　年額約890円）

◇問い合わせ先　小田原県税事務所　事業税課　TEL0465-32-8000㈹

県民共済キャンペーンのご案内

「高血圧症」「脂質異常症」の方も お申込みができるようになりました！
県民共済では、高血圧症・脂質異常症の方も加入可能となりました。3月末日までの期間限定キャンペーンですので、ご検討されましたお申込みください。

ご注意　同一内容のご相談は重なってできませんので予めご了承ください。

会場　納税者センター・青色会館